

令和4年7月 農業委員会総会

令和4年7月8日（金）

分庁舎2階第2多目的室

午後1時15分から午後3時00分まで

1. 出席者

<農業委員>

1番	綿貫清	6番	宮田早苗
3番	石橋義弘	7番	飯田隆男
4番	相京文夫	8番	京増孝一
5番	木我恭子		

<農地利用最適化推進委員>

篠原庄一	竹尾謙一
高崎孝	小坂和男
斉藤孝壹	

2. 欠席者（農業委員）

2番 石渡潤一

3. 農業委員会事務局 古川事務局長・鵜澤主任主事（書記）・石橋主事

4. 議題 第1号議案 農地法5条許可申請について（2件）

5. 専決処理報告 農地法第5条の届出について（1件）

酒々井町農業委員会総会会議録

令和4年7月8日（金）

- 古川事務局長 ただいまから令和4年7月の農業委員会総会を開会いたします。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 相京会長 本日はご苦労様です。今週末に参議院議員選挙がある関係で本日は通常より早い時間の開始となり、お忙しい方もおられると思いますが参集いただきありがとうございます。本日も慎重審議よろしくお祈いします。
- 古川事務局長 ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。
- 相京議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、7名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、3番 石橋義弘委員、5番 木我恭子委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤主任主事を任命します。本日の総会は、議案1件、専決処理その他ですので、よろしくお祈いします。
- 相京議長 はじめに、第1号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
- 古川事務局長 第1号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。譲受人・譲渡人とも、上岩橋在住者です。申請地は、上岩橋の農地1筆で、地目は田、面積は293㎡です。申請理由は、専用住宅の建設です。権利の種類は、使用貸借です。立地基準については、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。なお、本申請地は印旛沼土地改良区の受益地となっておりますが、農地転用について差し支えない旨の意見書が提出されております。資力及び

信用については、預貯金残高証明・住宅ローン事前審査回答書が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可日以降着工予定、令和5年1月31日完了予定です。位置については2ページの位置図、3ページの公図をご覧ください。土地利用計画図については4ページ、給排水計画図については5ページをご覧ください。事業計画については、6、7ページをご覧ください。造成計画については、切土盛土は行わず、現状のまま使用することです。土地選定理由は、譲受人が現在居住する住宅の隣の農地について今後も耕作の意向がないことを知り、この場所より他に適当な土地が見つからなかったことにより、本申請地を選定したとのことです。雨水については、雨水浸透枡等を設置し、宅内処理とします。汚水、雑排水については、下水本管へ接続予定です。防災計画・周辺農地の営農条件への被害防除対策については、工事の際に近隣の営農等に影響・被害が出ないように注意して施工することです。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、第1号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1の地区担当農業委員は綿貫委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

綿 貫 農 業 委 員 本申請地は登記地目が田になっていますが、現況では埋め立てられていてそのまま宅地化できるような状態となっていますので、本申請は妥当であると考えます。

相 京 議 長 地区担当農業委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

飯 田 農 業 委 員 この一帯は埋め立てられて住宅地となっていますが本申請地は登記上宅地ではなく農地なのですか。

綿 貫 農 業 委 員 そうです。

相 京 議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

相 京 議 長 続いて、第1号議案 農地法第5条許可申請 整理番号2についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第1号議案 農地法第5条許可申請 整理番号2について説明させていただきます。資料の8ページをご覧ください。譲受人は本佐倉に住所を有する法人、譲渡人は本佐倉在住者です。申請地は、本佐倉の農地2筆で、地目は畑、面積は合計で419㎡です。申請理由は、駐車場の建設です。譲受人が現在賃借している会社近くの駐車場を返還することとなったため、代わりの駐車場を確保するため本申請に至ったとのこと。なお、本申請地への駐車台数は社用車7台・従業員車両5台の12台を想定しています。詳細は本日皆様のお手元に配布させていただきました台数算定根拠説明書及び土地利用計画図をご覧ください。権利の種類は、賃借権です。立地基準については、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後着工、許可後2ヶ月以内に完了の予定です。申請地の位置については、9ページの位置図と10ページの公図をご覧ください。また、申請者の法人の所在地については、本日お配りした動態図を参考にいただければと思います。土地利用計画図については、11ページの図面より詳細な図面が申請人より提出されたため、本日皆様のお手元に配布させていただいておりますので、そちらをご覧ください。事業計画については、12、13ページをご覧ください。造成計画では、埋め立て等を行わず、砕石を搬入し整地することです。土地選定理由は、現在の事業所から近く道路に面していて車両を搬入する際の使い勝手が良いこと及び本申請地以外の土地では賃料が高く採算が取れないことから選定しました。雨水は当該土地内で処理します。用水、汚水、雑排水は該当ありません。防災計画については、砕石等を敷く際は工事車両の出入りに十分

注意し安全配慮に努めるとのことです。周辺農地の営農への被害防除対策については、周辺農地へ土砂が流出しないように周囲にブロックを積むとのことです。また、日照・通風への影響はないものと考えます。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、第1号議案 農地法第5条許可申請 整理番号2の地区担当農業委員の石渡委員が本日欠席とのこと、事務局より補足説明がありましたらお願いします。

藤 澤 主 任 主 事 石渡委員より事前に意見を伺っておりますので代わりに説明させていただきます。本申請の譲渡人の〇〇〇さんは78歳と高齢で、農業を続けるのが難しいことから転用もやむを得ないと考えているとのこと。また、譲受人の法人は現在会社の前の車の通りの多い道路沿いの狭いスペースに社用車等をかなりたくさん駐車させていて以前から安全性の面でどうかと思っておりましたので、車の通りの少ない本申請地へ駐車場を移動することは良い選択だと思うとのこと。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

宮 田 農 業 委 員 会社の現在の所在地と今回の申請地はどのくらい離れていますか。

藤 澤 主 任 主 事 700m程離れています。

宮 田 農 業 委 員 会社の前の既存の駐車場は全く存続させないのですか。

藤 澤 主 任 主 事 賃借権が終了するので存続しません。そちらにある車両は全て本申請地へ移動する予定です。

相 京 議 長 会社のすぐ目の前の既存の駐車場は車両がかなり密集して駐車しているように感じます。

農地主任主事 狭いスペースに10台以上密集して駐車しています。この問題点を解決し安全性を確保する観点からも、面積的にも余裕のある本申請地へ移動したいと考えているとのことです。

相 京 議 長 それではこれから現地確認を行います。なお、現地確認後10分間の休憩をとりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(現地確認)

相 京 議 長 それでは休憩をときまして、会議を再開いたします。農地法第5条許可 整理番号1、整理番号2について、申請代理人を呼んでおります。まず、整理番号1について、申請代理人を入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 代 理 人 ○○○○○○の○○と申します。○○○○様より依頼を受け、酒々井町○○○○○○番○の農地転用申請書類を提出させていただきました。よろしくをお願いします。

相 京 議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申 請 代 理 人 現在、本申請の譲受人である○○○○様自身は弟様・お母様と同居しております。○○○駅前の店舗で○○○○○○を営営していますが、夜遅く勤務する関係でお母様の負担となっており、自身の家を建てて独立して住みたいと考えるようになりました。弟様より農地として使っていない本申請地に家を建設したらどうかとの提案をされ、他に適当なところがなかったため、本申

請に至りました。

相 京 議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

綿 貫 農 業 委 員 現地確認をした際、本申請地前の道路に水道管の敷設のような工事を行っていましたが、何の工事かご存知ですか。

申 請 代 理 人 把握しておりません。本申請地は市街化調整区域となりますので開発の許可申請を併せて提出させていただいております。農地法5条に係る許可及び開発の許可が出てからでなければ住宅の建設に関わる工事に着手できない旨を申請者に伝えてありますので、本申請地前の道路の工事は本申請に係る工事ではないと思います。

相 京 議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦勞様でした。

(申請代理人 退室)

相 京 議 長 次に、農地法第5条許可申請 整理番号2について申請代理人を入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 代 理 人 代理人の〇〇と申します。酒々井町〇〇〇〇〇で農地法5条許可申請を出させていただきます。よろしくお願いします。

相 京 議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、審議しているところで

宮田農業委員 建物のある場所は返却するのですか。

申請代理人 返却します。

宮田農業委員 駐車場の近くに既存の建物に相当するような事務所を建てる計画はありますか。

申請代理人 事務所はプレハブのようなもので、建物がなくても事業はできるため、事務所を建てる計画はありません。

宮田農業委員 今回借りようとしている場所に建設するのは車両置き場のみですか。

申請代理人 そうです。

相京議長 プレハブの事務所を本申請地に移す計画はないということですか。

申請代理人 そうです。

宮田農業委員 譲受人の法人の代表者の自宅はどちらですか。

申請代理人 酒々井町〇〇〇〇〇〇番〇〇です。

京増農業委員 〇〇〇の〇〇〇〇跡の近くだと思います。

相京議長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦勞様でした。

(申請代理人 退室)

相京議長 それでは、これから採決を行いますが、採決については、議案ごとに行います。はじめに、第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について許

可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

相京議長 採決の結果、挙手全員ですので、第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

相京議長 続いて、第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号2について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

相京議長 採決の結果、挙手全員ですので第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号2につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

相京議長 次に専決処理報告に移ります。農地法5条の届出について、事務局より報告願います。

古川事務局長 専決処理報告 農地法第5条の届出について説明させていただきます。資料の14ページをご覧ください。譲受人は富里市に住所を有する法人、譲渡人は東酒々井在住者です。届出地は、上岩橋の農地1筆で、登記地目は畑、面積は165㎡、届出理由は駐車場建設です。備考ですが、令和4年6月7日付け、酒農委第5号の3で受理証明を出させていただいております。位置につきましては、15ページの位置図と16ページの公図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

相京議長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしく申し上げます。

相 京 議 長 次に、その他について事務局から何かありましたら申し上げます。

(耕作放棄地調査について)

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたら申し上げます。

(質 疑)

相 京 議 長 次に、その他(2)その他について、事務局より何かありましたら申し上げます。

(農地利用最適化交付金算定にかかる活動項目について)

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたら申し上げます。

(質 疑)

相 京 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたら申し上げます。

古川事務局長 10日の水曜日はいかがでしょう。

相 京 議 長 ただ今、10日の水曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょう。特にないようなので、来月の総会は、10日の水曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

古川事務局長 それでは、これで7月の総会を閉会いたします。